

「まちづくり条例策定に向けた検討結果報告書」について

市民意見公募要領

市では、令和5年度から都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組みや開発事業における調整の仕組みなどの基準等を定める（仮称）稲城市まちづくり条例の制定に取り組んでおり、市民の皆様のご意見を伺いながら、令和6年度中に制定することを目指して、検討を重ねてまいりました。

作成した報告書について、多くのご意見をお聞きするため、本報告書を公開し、広くご意見を募集します。

◆対象：市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所・土地・建物を有する個人・法人

◆縦覧場所等：市役所3階まちづくり計画課、市役所1階行政情報コーナー、平尾・若葉台出張所及び市ホームページ

※いずれの施設も、開庁（開館）時間内で縦覧することができます。

◆縦覧及び募集期間：令和6年11月1日（金）から11月29日（金）まで

◆応募方法：記載必須事項を記入し、次のいずれかの方法でご応募ください。

（記載必須事項）

住所（市外在住の方は勤務先・通学先）、電話番号、氏名、意見を述べたい箇所のページ数・行数・記載内容、記載内容に対するあなたの意見

(1) インターネットの場合

市ホームページ「意見公募」の中の「まちづくり条例策定に向けた検討結果報告書」申し込みフォームからご応募ください。

(2) 各縦覧場所に備え付けの応募用紙による場合

・郵送 〒206-8601 稲城市東長沼2111番地
稲城市役所 都市建設部 まちづくり計画課 宛て

・持参 市役所3階 都市建設部 まちづくり計画課 へ直接ご持参ください。
（まちづくり計画課以外の窓口では、受付できません。）

◆応募期限：令和6年11月29日（金）必着

◆意見公募に関するお知らせとお願い

- ・記載された電話番号に連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご意見は、そのまま公表することがあります。本文には、個人（本人を含む。）や第三者が特定される内容は、記載しないでください。
- ・窓口や電話による口頭でのご意見は、お受けすることができません。
- ・提出されたご意見に、個別の回答は行いません。後日、いただいたご意見の内容とご意見に対する市の考え方を公表する予定です。
- ・全てのご意見が反映されるものではありませんのでご了承ください。
- ・報告書については、ご意見募集後も条例策定時まで必要な修正を行っていきます。

◆問い合わせ先：稲城市 都市建設部 まちづくり計画課 開発指導係

TEL 042-378-2111（内線328、325）

意見応募用紙

「まちづくり条例策定に向けた検討結果報告書」について

ご提出は、この応募用紙を持参（市役所3階まちづくり計画課）、又は郵送（都市建設部まちづくり計画課宛）してください。

市ホームページ（申込フォーム）から応募することもできます。

【氏名】

【住所（市外在住の方は勤務先・通学先の名称及び所在地）】

【電話番号】

【意見】 意見を述べたい箇所のページ数・行数・記載内容・記載内容に対するあなたのご意見			
ページ	行数	記載内容	記載内容に対するあなたのご意見

（記載欄が足りない場合は、この用紙を複数枚ご利用ください。）

※応募期限 令和6年11月29日（金）必着

稲城市 都市建設部 まちづくり計画課 開発指導係

住所 〒206-8601 稲城市東長沼 2111 番地

電話 042-378-2111（内線 328、325）



市ホームページ
（申込フォーム）